

# 令和7年度 第7回熊毛海区漁業調整委員会

## 議事録

### 1 日程等

- (1) 日 時：令和8年2月16日（月）午前11時10分～午前11時50分
- (2) 場 所：熊毛支庁第2会議室（西之表市）
- (3) 出席者：別紙のとおり

### 2 議事内容及び結果

- (1) 鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）  
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (2) くろまぐろに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）  
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (3) するめいかに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）  
→ 原案のとおり定めることが適当である旨答申することに決定。
- (4) まいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事漁獲可能量の変更について（報告）  
→ 報告事項について了解した。
- (5) まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事漁獲可能量の変更について（報告）  
→ 報告事項について了解した。
- (6) 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について（報告）  
→ 報告事項について了解した。

# 令和7年度 第7回熊毛海区漁業調整委員会出席者名簿

令和8年2月16日（月）午前11時10分～

## 1 委員

氏名	区分	出欠
伊東 恭三郎	漁業者・漁業従事者	出席
浦邊 美智生	漁業者・漁業従事者	出席
奥村 洋海	漁業者・漁業従事者	出席
鞆 保徳	漁業者・漁業従事者	出席
浜崎 一成	漁業者・漁業従事者	出席
羽生 隆行	漁業者・漁業従事者	出席
江幡 恵吾	学識経験者	出席
折田 和三	学識経験者	出席
稲盛 重弘	中 立	出席
八板 俊輔	中 立	欠席

出席 9

欠席 1

## 2 事務局

職名	氏名
事務局長（林務水産課長）	中津濱 康熙
次長（技術主幹兼水産係長）	柳 宗悦
書記（水産係 技術主査）	赤塚 麻美

令和8年2月16日午前11時10分開会

【開会】

○ 中津濱事務局長

それでは、令和7年度第7回熊毛海区漁業調整委員会を開催いたします。

鹿児島市在住の委員の方は、WEB会議システムによる出席となります。よろしくお願いいたします。

なお、本日は9名の出席をいただいております、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第6条第1項に定める定足数を満たしておりますので、本委員会は成立することを報告いたします。

また、本日は、事務局として、県水産振興課の漁業調整係、村田係長、山神水産技師、漁業監理係の吉田水産技師が出席しております。

それでは、委員会を開会いたします。

本日の議題は、会次第に示しております「鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）」ほか計6件となります。

まず開会にあたりまして、会長の伊東委員がご挨拶を申し上げます。

○ 伊東委員

改めまして皆さん、こんにちは。

本日は大変お忙しい中にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の協議事項は忌憚のないご意見をいただきますように、よろしくお願いいたします。

○ 中津濱事務局長

ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきますが、座長につきましてですが、熊毛海区漁業調整委員会事務規程第4条第1項により会長が務めることとなっておりますので、伊東委員よろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

はい。

座長を務めさせていただきますので、議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

なお、熊毛海区漁業調整委員会事務規程8条により、発言の際は挙手の上、私の許可を得てから行うようにお願いします。

議事に入ります前に、今回の委員会の議事録署名者を私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○ 委員一同

はい。

○ 伊東委員

それでは、今回は奥村委員と折田委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

○ 奥村委員、折田委員

はい。

○ 伊東委員

それでは、議事に入ります。

議題1「鹿児島県資源管理方針の変更について」諮問事項であります。

事務局からの説明をお願いいたします。

○ 吉田水産技師

はい。

水産振興課漁業監理係の吉田です。私の方から説明をさせていただきます。

資料1をお手元にご用意ください。

本議題、諮問事項となりますので、まず諮問文を読み上げます。

次のページをお開きください。

水振第665号、令和8年2月16日、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）、このことについて、鹿児島県資源管理方針を変更したいので、漁業法第14条第4項及び同条第10項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

2ページをお開きください。概要でございます。

今回の変更点は2つございます。

まず1点目は、知事管理漁獲可能量の柔軟な運用に向けて、記載の変更を行いたいもの、2点目は、漁業法の改正に伴い、県方針の変更が必要になったものです。

まず1点目の知事管理漁獲可能量の柔軟な運用についてご説明します。

2の変更内容の（1）をご覧ください。

本県におけます、くろまぐろ小型魚、大型魚の漁獲可能量の運用については、国からの追加配分等があった場合や、県内の知事管理区分間、定置漁業とその他漁業での間での融通、また不等量交換、小型魚の漁獲枠を、1.47倍という係数を掛けて、大型魚の枠に振り替えることができる措置ですが、これらの対応については、充実をしております。

それぞれの海区漁業調整委員会へ、これらの対応した後に、事後報告することとされているところです。

一方で、知事管理区分間から他の都道府県への漁獲枠の譲渡については、現状整理されておらず、変更前に鹿児島、熊毛、奄美大島海区へ諮問をし、答申をいただかなければなりません。

太平洋くろまぐろにつきましては、資源の回復に伴って令和7管理年度より、小型魚10%、大型魚50%の増枠が行われ、本県の漁獲枠も大きく増加しました。

そのため、今後の来遊状況等によっては、他の都道府県へ漁獲枠を譲渡する機会というものが生じると考えられるため、より柔軟な漁獲可能量の運用について整理をしたいものとなります。

イの運用の案をご覧ください。運用案については次のとおりです。

他都道府県への譲渡は太平洋くろまぐろを漁獲する関係水産団体等の同意を取得後速やかに実施をすることとします。

この際、県の判断のみで恣意的に実施をしないものとします。

そして、前述の対応を取った場合は、国からの追加配分等があった場合と同様に関係海区漁業調整委員会には、事後報告します。

ただし、各管理年度の漁獲枠設定時の諮問において、上記対応する旨の諮問をすることといたします。

この運用案を導入した際の効果は次のとおりです。ウをご覧ください。

まず、現状についてですが、先ほどご説明をしましたとおり他都道府県の譲渡について、鹿児島、熊本、奄美大島海区の3海区漁業調整委員会に諮問をします。

3海区で答申いただきましたら、知事管理漁獲可能量の変更について農林水産大臣へ報告、ホームページで公表し、変更に係る手続きは完了となります。

しかし、3海区漁業調整委員会に諮問をする必要があるため、変更までに1ヶ月ほど時間を要することになります。

一方、運用案を導入した場合、他都道府県へ漁獲枠を譲渡するため知事管理漁獲可能量を変更する旨をくろまぐろを採捕する関係水産団体等から同意を取得します。

その後、知事管理漁獲可能量の変更について農林水産大臣への報告、ホームページに公表し、変更完了となります。

この場合、3海区漁業調整委員会へは、事後報告となりまして、変更後に開催される、3海区で報告することとなります。

このように変更前に諮問をする必要がないため、変更にかかる時間が短縮されて、漁獲状況に即した変更というものが可能となるということです。

変更内容、次のページになります。3ページの上段のエをご覧ください。

くろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚の第3、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に、次のように記載をします。

また、県内知事管理区分間の融通や不等量交換、他都道府県への譲渡により、知事管理漁獲可能量に変更される場合は、あらかじめ鹿児島、熊本及び奄美大島海区漁業調整委員会に意見を聴いて定めた方法により知事管理区分の配分量を変更するものとする追記をしたいと考えております。

次に漁業法の改正に伴う変更です。(2)をご覧ください。

30 kg以上のくろまぐろの大型魚になります。

こちらは漁業法第11条第1項第3号に基づく特定水産資源に指定をされておりまして、漁獲可能量TACによる管理が行われております。

そのなか、令和4年に漁獲量等の報告義務に違反したくろまぐろの大型魚、こちらが流通する事案が発生し、再発防止や管理強化を図ることが急務となっている状況です。

このため、特定水産資源のうち、国際的な枠組み等を勘案して、特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものを特別管理特定水産資源として定めて、個体の数及び船舶等の名称等の報告を義務づけるとともに、報告期限を水揚げした日から3日以内とする等の法改正が行われ、農林水産省令においてくろまぐろ大型魚ですね、こちらは、この特別管理特定水産資源として指定をされたところです。

この改正に対応するため、県の資源管理方針においても変更を行うものとなります。変更内容の書きぶりはイをご覧ください。

書きぶりは国の資源管理基本方針になっております。

くろまぐろ大型魚の第2、知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等の記載を次のとおり変更します。

読み上げますと、当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日から3日以内、（行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）とする。

また、第5、その他資源管理に関する重要事項2の記載に次のとおり追記をします。

こちらを読み上げますと、法第26条第2項の規定に基づく特別管理特定水産資源について、くろまぐろ（大型魚）は、法26条第2項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源であるとなります。

変更内容につきましては、資料の4から6ページに新旧対照表を、7ページ以降にですね、溶け込み版を添付しておりますので、こちらはお時間があるときにお目通しをいただきますと幸いです。

ページが前後して申し訳ないんですけど3ページにお戻りください。

今後の手続きですが、2月中に各海区漁業調整委員会へ諮問を行い、答申をいただくことができましたら、農林水産大臣へ変更承認申請を提出。承認通知を受け取った後、県公報及びホームページにて公表して、変更に係る手続きが完了となります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

はい。

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等ございませんか。

○ 折田委員

はい。

○ 伊東委員

折田委員、どうぞ。

○ 折田委員

はい。

いくつか質問させてください。

まず、柔軟な運用のところですが、発動するタイミングはどのようになるのでしょ

うか。例えば、どこかの県から追加の要請があった時にこれを適用するということでしょうか。

それともう1つ、関係水産団体への同意の取得。こちらで想定している団体はどのようなところがあるのかということ

あと最後にこういった形で方法といったものを作るんでしょうけど、これは運用という形で明文化されるものなのでしょうか。

以上3点をお聞かせください。

○ 伊東委員

事務局お願いします。

○ 吉田水産技師

はい。

ご質問ありがとうございます。

まず1つ目のご質問ですね。どういうタイミングで発動するのかということなんですけど、折田委員がおっしゃられたとおり、他の県から相談があったときは、こちらの枠、本県の漁獲状況を見ながらですけど、そういった時に検討するし、活用する可能性があるというものです。

また、今回増枠があったからといって、本県の数量は多いわけではないので、今後特段積極的に活用することっていうのは考えてないんですが、一番活用が想定される場面としては、管理年度末ですね2月から3月ぐらい。このタイミングに、県の消化率が低くて、今後の来遊が込めないといったような状況というのはこういった運用を使っていくのかなと考えております。

というのもですね、管理年度の終了時にですね、消化率が8割を超えていますと、消化率メリットと呼ばれる追加配分を、次の年度に享受することができる。というところで、そのメリットを享受するためにも、枠を必要な都道府県に速やかに譲渡して、県内の消化率を高めるといった対応も、この運用で選択肢に入れることができます。

つまり来年度の枠をなるべく多く確保するっていうところになります。

また、この枠を譲渡した県にもですね、譲渡メリットといわれるものがあるって、前年の漁期に譲渡を行った都道府県に対しては、その当初配分の10%を上限に、この譲渡数量と等量を翌年度に追加配分があるというものです。メリットもあるというところで、行政側としてもその時々漁模様に応じて、様々な手段を活用して、少しでも枠を増やす努力をしたいと考えているところになります。

次にですね、関係水産団体の同意なんですけど、こちらについては定置網に関しては、県の定置協がごいますので県の定置協の同意を得るっていうところを考えております。その他漁業につきましては、関係水産団体がごいませんので、鹿児島県漁連さんであったりとか、沿海漁協さんの同意を得た上で行うといったところを考えております。

あと3点目については、よく聞き取れなかったので、もう1度質問いただいでよろしいでしょうか。

- 伊東委員  
折田委員、お願いします。
  
- 折田委員  
はい。  
今回そういった方針の変更、例えば3ページの上の変更内容のところに、調整委員会に意見を聴いて定めた方法によりという方法の部分、こちらが2ページのイの運用案に相当するもので、これをきちんと明文化するということでしょうかという質問です。よろしくお願いします。
  
- 伊東委員  
事務局説明をお願いします。
  
- 吉田水産技師  
ご質問ありがとうございます。  
こちらは次の議題のところでも諮問させていただきますが、管理の当初の設定のときに、この意見を聴いて定めた方法について諮問をして答申をいただくといったものになります。  
ですので、県の資源管理方針内には、こちらの明記になるのですが、諮問をして、きちんと答申をいただいて、定めるといったところになります。  
このような回答でよろしかったでしょうか。
  
- 伊東委員  
ただいまの説明でよろしいでしょうか。
  
- 折田委員  
はい。  
ありがとうございます。
  
- 伊東委員  
他に、ご質問やご意見等ございませんか。  
それでは、ないようですので議題1「鹿児島県資源管理方針の変更について（諮問）」は、原案の内容とおりに定めることを適当とし答申してよろしいですか。
  
- 委員一同  
はい。
  
- 伊東委員  
それではそのように答申することに決定します。  
次に議題2「くろまぐろに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可

能量の設定等について」諮問事項であります。

事務局から説明をお願いします。

○ 吉田水産技師

はい。

続けて漁業監理係の吉田から、ご説明させていただきます。

資料2をお手元にご用意ください。

こちらも諮問事項となりますので、まず諮問文を読み上げます。

次のページをお開きください。

水振第657号、令和8年2月16日、（水産振興課扱い）、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島県知事、くろまぐろに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）、このことについて、別紙1のとおり本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

また、同管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、別紙2の取り扱いとしたいので、同条第5項において準用する第2項に基づき貴委員会の意見を併せて求めます。

次のページをお開きください。

別紙1からご説明をいたします。

まず、くろまぐろ小型魚ですね、30キロ未満の小型魚についてです。

令和8管理年度、次の4月1日からですね、本県に配分された数量は今年度、令和7管理年度と同様に41.3トンとなりました。

各管理区分への配分ルールにつきましては、概ね1割を県の留保として、残りの9割を平成22から24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の実績を反映するものとされています。

次に（3）知事管理漁獲可能量の設定についてです。

管理区分ごとへの配分は、直近である令和5から6年度の漁獲実績の平均値を反映したいと考えておまして、その際の配分比率は、定置漁業対その他漁業が約77対、23となります。

県の留保4.1トンを除いた37.2トンを前述の比率で按分しますと、定置漁業は28.7トン、その他漁業は8.5トンとなり、この数字を採用したいと考えているところです。

また、小型魚については各管理区分、上半期と下半期で分けて管理をすることとしております。令和7管理年度は、これまでの上半期の最大実績をまかなえる数量の配分をしていたところなのですが、管理年度管理の当初から高水準の来遊が続いて、4月早々に採捕停止命令を定置、その他ともに発出したところです。

つきましては、近年の来遊状況の変化を勘案考慮して、上半期、下半期がおおよそ一対一になるよう配分をしたいと思っております。

この配分案を読み上げますと、定置漁業（上半期）が14トン、定置漁業（下半

期)が14.7トン。

その他漁業の上半期は4トン、その他漁業の下半期は4.5トンとなっております。

上半期に枠を消化しきれなかった場合は、下半期に自動的に繰り越されということになっております。

次に、30キロ以上の大型魚についてです。

令和8管理年度に本県に配分された数量は30.8トンです。

管理区分への配分ルールは小型魚と同じですので割愛をいたします。

3の知事管理漁獲可能量の設定について、大型魚についても、各管理区分ごとの配分には小型魚同様に、直近である令和5から6管理年度の実績を反映することとしたいと考えております。

その際の配分比率は、定置対その他漁業が約61対39であることから、県留保3トンを除いた27.8トンを前述の比率で按分しますと、定置漁業が16.9トン、その他漁業は10.9トンとなり、この数字を採用したいと考えているところです。

続きまして3ページの別紙2をお開きください。

こちらは、くろまぐろ小型魚、大型魚の数量管理の柔軟な運用を図るため、令和8管理年度における具体的な取扱いを定めるものになります。

取扱案としましては、くろまぐろ小型魚、大型魚の知事管理区分間での融通及び不平等量交換、他都道府県への譲渡について知事管理漁獲可能量を変更する場合、くろまぐろを漁獲する関係水産団体等の同意が得られた範囲内で数量を変更することとします。

また、変更した場合は県ホームページ及び県公報により遅滞なく公表することとし、変更後に開催される鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告をすることとしたいと考えております。

また、先ほど述べた変更及びすでに県方針内で定められている、国や他県からの追加配分等による変更以外は、鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会の意見を聴いて変更を行うこととします。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

はい。

ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見等はございませんか。

○ 折田委員

はい。

○ 伊東委員

折田委員どうぞ。

○ 折田委員

はい。

2 ページの配分ルールのところなのですが、ここで、平成 22 年から 24 年の 3 カ年の平均をしているんですが、今回の設定にあたっては令和 5～6 年度の 2 年間の平均としていますが、こちら理由があるのでしょうか。

- 伊東委員  
事務局説明を求めます。
  
- 吉田水産技師  
ご質問ありがとうございます。  
こちらはちょっと資源管理方針の書きぶり上というところなんですけど、基本的に国のもともとの配分のシェアが、この平成 22 から 24 年漁期ということで、そのあとに、資源管理方針にも記載をしているんですが、可能な限り直近の実績を反映するものとするというところで、こちらを活用して、今回は、直近の漁獲実績、令和 5 から 6 年度の実績の平均値というところで、シェアを考えているというところになります。
  
- 伊東委員  
折田委員、ただいまの説明でよろしいでしょうか。
  
- 折田委員  
はい。  
でしたら直近というところだけで、3 カ年にこだわらないということよろしいでしょうか。
  
- 伊東委員  
事務局、説明をお願いします。
  
- 吉田水産技師  
はい。  
ご認識のとおりです。
  
- 伊東委員  
他にご質問やご意見等ございませんか。  
それではないようですので、議題 2 「くろまぐろに関する令和 8 管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定等について（諮問）」は、原案の内容のとおり定めることが適当として答申してよろしいでしょうか。
  
- 委員一同  
はい。

○ 伊東委員

それでは、そのように答申することに決定します。

続いて、議題3「するめいかに関する令和8管理年度鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について」諮問事項であります。

事務局からの説明をお願いします。

○ 吉田水産技師

はい。

続けて漁業監理係の吉田が説明をさせていただきます。

資料3をお手元にご用意ください。

こちらも諮問の事項であります。次のページをお開きください。

まず諮問文を読み上げます。

水振第745号、令和8年2月16日、（水産振興課扱い）、熊毛海区漁業調整委員会会長様、鹿児島知事、するめいかに関する令和8管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）、このことについて、本県の知事管理漁獲可能量を定めたいので、漁業法第16条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

次のページをご覧ください。

まず概要についてです。

今回、農林水産大臣から令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分通知がございました。

それを県資源管理方針に基づき、知事管理区分に配分するものとなります。

それでは2の知事管理漁獲可能量設定についてですが、するめいかに関して、本県に配分された数量は、現行水準（目安数量）が大体50トン未満となっているところ  
です。

例年、するめいかについてはこのように現行水準、国の中でのシェア率がかなり低いところですので、こういった現行水準という目安数量が示されているところですが、近年の本県の実績については、大体1トンから最大でも10トンぐらいなっておりますので、これを超える恐れはないと考えるところです。

各管理区分への配分ルールですが、県資源管理方針に全量を当該知事管理区分に配分するとなっております。

よって、③にありますとおり、管理区分は鹿児島県するめいか漁業、知事管理漁獲可能量は現行水準、このように設定をしたいと考えております。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 伊東委員

はい。

ただいま事務局からの説明に対してご質問、ご意見等ございませんか。

それではないようですので、議題3「するめいかに関する令和8管理年度における鹿児島県知事許可管理漁獲可能量の設定について（諮問）」は原案の内容等とおりに定めることを適当として答申してよろしいでしょうか。

- 委員一同  
はい。
  
- 伊東委員  
それでは、そのように答申することに決定をします。  
続きまして、議題4「まいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度における鹿児島県知事漁獲可能量の変更について」報告事項であります。  
事務局からの説明をお願いします。
  
- 吉田水産技師  
はい。  
続けて、漁業監理係の吉田から報告をいたします。  
資料4をお手元にご用意ください。  
ページめくっていただきまして、まず変更理由からです。今回の変更理由ですが、数量明示関係者の合意に基づく国からの追加配分があり、更新を行うというものでございます。  
この変更で本県の漁獲可能量は、国留保からの追加配分1万トンが追加されまして、1万5,000トンとなりました。  
県内の配分方法は、県資源管理方針に準じて実施をしており、当初配分比率であるまき網89.8%、その他漁業10.2%で按分をし、変更案にあるとおり、まき網漁業は4,000トンから1万2,100トン、その他漁業は現行水準ですが、目安数量が500トンから1,400トンに、県の留保枠は500トンから1,500トンとなっており、合計で1万5,000トンとなりました。  
最後に対応状況になりますが、2月6日付の県公報にて公表済みなっているところです。以上で報告を終わります。
  
- 伊東委員  
ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問やご意見ございませんか。  
それではないようですので、この件は終了いたします。  
次、議題5「まさば及びごまさば対馬暖流系群に関する令和7管理年度における鹿児島県知事漁獲可能量の変更について」報告事項であります。  
事務局の説明を求めます。
  
- 吉田水産技師  
はい。  
続けて吉田から報告をさせていただきます。  
資料5をお手元にご用意ください。  
1枚めくっていただきまして、変更理由からです。  
こちらはですね、数量明示関係者の合意に基づく国留保枠からの追加配分があったため更新を行うものであります。

今回の変更につきましては、同様の理由で短期間に2回変更がございましたので、まとめて報告をいたします。

本県の漁獲可能量は、国留保枠からの追加配分を2,300トンが追加されておりまして、1万2,000トンとなりました。

2回の変更の内訳としましては、1回目が1,200トンの追加で、当初配分の9,700トンが1万900トンに、2回目が1,100トンの追加で、1万900トンが1万2,000トンになったというものになります。

県内の配分方法、こちらは2回分の変更の数量をまとめて報告をいたします。

資源管理方針に準じて、変更の按分を行っておりまして、当初比率であるまき網88.8%、その他漁業11.2%に按分をしまして、変更案にあるとおり、まき網漁業は、7,800トンから9,600トンに、その他漁業は現行水準ですが、目安数量が930トンから1,200トンに、国留保枠は970トンから1,200トンとなり、こちら合計で1万2,000トンとなったというものになります。

最後の対応状況ですが、1回目の変更は12月2日付の県公報にて、2回目の変更は、2月6日付の県公報にて公表済みとなっております。

以上で報告を終わります。

○ 伊東委員

ただいまの事務局からの説明に対してご質問やご意見等ございませんか。

それではご意見もないようですのでこの件は終了します。

議題6「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について」報告事項でございます。

事務局から説明をお願いします。

○ 山神水産技師

はい。

水産振興課漁業調整係 山神です。議題6についてご説明いたします。

資料6の1ページをご覧ください。

まず、本報告に関する内容についてご説明をいたします。

本報告は、令和2年12月の漁業法改正に伴って新たに報告が課せられたものでございます。2ページに漁業法の抜粋を掲載しておりますが、漁業法第90条によりますと、漁業権者は1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならない。また、知事は海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事項について報告をすると定められています。今回行うのはこれに基づく報告となっております。

2番の報告の内容については法令で定められているものを列挙しています。

今回は、これらの内容について、全漁協から直近の事業年度について報告を受けています。

結果についてまとめたものが3ページでございます。

詳細を掲載するとかなり膨大な量になりますので、このように一覧表に取りまとめております。

左から、漁業権者、漁場番号、行使権者数、資源管理状況等、漁場活用状況、漁獲量、漁獲金額となっています。

資源管理の状況等について、マダイ・ヒラメの放流や魚礁設置等の増殖対策が各漁場で実施されているとのことで、それぞれ実施されたものについて番号で記載しています。

続いてその隣、漁場活用状況については、全ての漁業権漁場が適切に利用されていましたので、全て○としております。

漁獲量及び漁獲金額につきましては、これまで記載がある場合は「ア」、ない場合は「イ」という標記をしておりましたが、鹿児島海区において、数字を記載して欲しいという要望がありましたので、今年度から数字を記載しております。

なお、漁獲量及び漁獲金額につきましては、個人情報的側面がありますので、委員会資料として公表する際には伏せさせていただきますので、御了承ください。

続いて4ページですが、区画漁業権に関する報告になります。区画漁業権の方は、種苗の生育状況や、行使者不在などにより、実績がない状況です。

県からの報告は以上です。

○ 伊東委員

はい。

ただいまの事務局から説明に対して、ご質問やご意見等ございませんか。

それではないようですので、この件は終了いたします。

本日の付議事項は以上となりますので、議事を終了します。

その他、委員の皆様からご意見ご質問等ございませんか。

ないようですので、その他、事務局から何かありますか。

○ 赤塚書記

はい。

○ 伊東委員

赤塚さんお願いします。

○ 赤塚書記

はい。事務局の赤塚です。

資料を1枚紙でお渡ししております。

アサヒガニのCPUEについて、前回の委員会で折田委員から示して欲しいというご意見をいただきましたので、回答させていただきたいと思います。

中ほどに、グラフにてアサヒガニのCPUEについてお示しさせていただいております。

上のグラフについて2020年から2025年の年ごとの漁獲量、隻数、CPUEをお示ししてございます。

こちらのグラフを見ていただきますと、2020年から2022年にかけて、CPUEが

下がってございます。

この期間に若干漁獲圧が強まっているのかなと考えられます。

それ以降はですね、C P U Eは横ばいで推移してございますので、資源状況は横ばいで推移しているのではないかと考えられます。

次にですね、下の段のグラフをご覧ください。

2020年から2025年の月ごとの漁獲量を示してございます。

最盛期の11月に注目していただきますとC P U Eは上の方からですね、2022年、2020年、2024年、2021年、2025年、2023年となっております。

直近の年である2025年は漁の最盛期の資源に対する漁獲圧は若干強めだったのかなと推察ができるところであります。

以上で、前回いただいていた質問への回答とさせていただきます。以上です。

○ 伊東委員

他にご意見等ございませんか。

それではないようですので私の、終わります。

ご協力ありがとうございました。

○ 中津濱事務局長

ありがとうございました。

以上をもちまして令和7年度第7回熊毛海区漁業調整委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

令和8年2月16日午前11時50分閉会